

## R I 第 2 7 3 0 地区運営基金規約

(名称)

第 1 条 本基金は、RI 第 2 7 3 0 地区運営基金と称する。

(目的)

第 2 条 地区の健全な運営及び地区内災害義捐金（被災者救済等）に資するため、地区運営基金を設置する。

(基金積立)

第 3 条 本基金は、前条の目的を達成するために、地区内ロータリークラブ会員の善意の寄付及び地区資金決算の余剰金のうち、ガバナーが承認した金額を積立てるものとし、地区資金を単に増額するものであってはならない。

（但し、基金の積立ての最高額は 5 0 0 万円とする）

(管理)

第 4 条 本基金の管理は、当該年度のガバナーの責任においてこれを行う。

(運営)

第 5 条 この基金の用途は下記に限るものとする。

- (1) 地区資金の年度内運転資金
  - (2) ガバナーエレクト事務所開設に必要な年度内運転資金
  - (3) 地区内の災害に迅速に対応するため、ガバナーが必要と認めた義捐金の支出
2. 運転資金の用途が終了したときは直ちに地区資金から基金に返金し、義捐金として拠出した金員は、原則として、地区内ロータリークラブ会員に対し寄付の要請をし、寄付より、基金から拠出した金員を返金する。但し、拠出した金員以上の寄付は、義捐金として追加送金する。（この場合の利息はつけない）
3. ガバナーは、当該年度の本基金の状況を決算承認会議に報告するものとする。

第 6 条 この規約の改正は、直前ガバナー、ガバナーエレクト、地区幹事、地区財務委員長の意見を聞きガバナーが定める。

(附則)

- (1) この規約の施行は、田中ガバナー年度決算承認会議で承認されたときとする。
- (2) 当初の基金総額は、田中ガバナーエレクト年度の地区・研修協議会、会長エレクト研修セミナー余剰金及び地区資金予備費金42,306円の合計金300万円とする。
- (3) 2018年度にて、国際ロータリー第2730地区青少年育成基金の残額の内200万円を当地区運営基金に繰り入れ、基金の合計額を500万円とする。